

一般社団法人埼玉県馬主会着外馬補助金交付要綱

(目的)

第1条 浦和競馬の振興と活性化を図るため、浦和競馬開催時に埼玉県浦和競馬組合（以下「組合」という。）が支給する出走馬の着外手当の他に、一般社団法人埼玉県馬主会（以下「本会」という。）が本会会員（以下「会員」という。）に対し、会員所有の浦和在厩馬が着外になった場合に、着外馬補助金を交付する。

(着外馬補助金の額)

第2条 6着以下の馬に対し、着外馬補助金として1頭につき20,000円を交付する。ただし、5着同着、失格及び競走中止の場合は交付しない。

(受給資格要件)

第3条 この補助金は、次の要件を満たした出走馬に交付する。

- (1) 出走馬は会員が所有する浦和在厩馬であること。
- (2) 年会費を完納した会員であること。
- (3) 新たに会員の資格を取得した者については、年会費を納入した日をもって資格条件を満たしたものとみなす。

(補助限度額)

第4条 着外馬補助金は順次補助していき、本会の当該事業当初予算額を限度として総補助額が予算を超える時点で打ち切りとするが、当該対象レースの着外馬については全頭に補助することとする。

(支給財源)

第5条 財源は組合から本会への競馬開催支援補助金に含まれる着外馬補助金相当額とする。

(支払時期)

第6条 着外馬補助金は、会員別に区分し、2開催毎に取りまとめて対象会員に支払う方法を原則とし、3月開催分のみ取りまとめが翌4月になることから、2月開催分とは別に翌4月に支払うものとする。

(支払方法)

第7条 会員は、予め着外馬補助金を受け取る金融機関を指定し、本会に登録するものとする。

- 2 本会は、会員が指定した指定金融機関に着外馬補助金を振込むものとする。
- 3 振込手数料は、本会が負担するものとする。

(着外馬補助金振込先金融機関)

第8条 前条の指定金融機関の口座は、本会加入時に提出された「見舞金・補助金等口座振替依頼書」に記載された口座又はその後変更手続きをされた口座とする。また、住所、氏名又は指定金融機関に変更が生じるときは、事前に「見舞金・補助金等口座振替依頼書」を、本会へ提出するものとする。

(着外馬補助金の明細通知)

第9条 着外馬補助金の明細通知は、振込集計時点毎にまとめた明細書を作成し、受給者に通知するものとする。

(着外馬補助金の返還)

第10条 会員が本会定款第9条により除名されたときは、除名されるに至る行為がなされた時点以降に支払いを受けた着外馬補助金は、その全額を返還するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の定めのほか、運用手続等詳細事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月3日 一部改正